介護保険サービス実施施設の施設整備費等補助事業における契約手続の指針

21新福介推第74号

平成21年4月6日

改正 23新福介推第 679 号

平成23年7月15日

改正 24新福介推第1216号

平成24年11月28日

改正 5新福介推第757号

令和5年7月3日

第1目的

この指針は、新宿区の施設整備費又は設備整備費等に対する補助金を受けて実施する介護 保険サービス実施施設の整備事業(以下、「整備事業」という。)における契約手続きについて、新宿区契約事務規則(昭和39年新宿区規則第19号)に準じた指針を定めることにより、 契約の適正化及び施設整備費等補助事業の適正な執行を図ることを目的とする。

第2 対象施設及び対象とする契約

この指針を適用する契約手続きは、第1に示す整備事業に係る契約手続きとする。

第3 契約手続きの透明性・公正性確保

介護保険サービスを整備するための補助金の交付を受ける事業者は、整備事業が公共的な 性格を帯びることを十分に認識し、透明性及び公正性を確保することを念頭において契約手 続きを進めること。

第4 契約の方法

契約は、郵便競争入札、一般競争入札又は指名競争入札のいずれかの手続を踏んで締結することを原則とし、透明性及び公正性を確保する観点から、別紙「施設整備等に係る契約における遵守事項」に定める事項を遵守して入札手続を行うこと。

第5 事故報告

事業者は、整備事業を進めるに当たってその遂行が困難となった場合又は重大な事故や契約不履行の事態が発生した場合は、速やかに区に報告し、区と協議するとともに、区の指示を受けなければならない。

第6 補助決定の取消し等

この指針に違反した場合は、補助内示の一部又は全部の取り消し又は、公正な手続きによる契約について定める補助条件に違反するものとしての補助金交付決定の一部又は全部の取消等を行う場合がある。

附則

この指針は、平成21年4月6日から施行する。

附則

この指針は、平成23年7月15日から施行する。

附即

この指針は、平成24年11月28日から施行する。

附則

この指針は、令和5年7月3日から施行する。